

# 「とくしま若者回帰プロジェクト事業」委託公募要項

## 1 趣旨

県内の高校生や大学生を始め、進学を機に県外へ転出した大学生等の若者及びその保護者に対し、「とくしま回帰」への意識を醸成するため、若者が本県の持つ豊かな自然や特産品、新しい働き方や伝統文化など、あらゆる分野で若者目線による情報発信を行い、県内外の若者が徳島の魅力を再認識するほか、「徳島にゆかり・関心のある若者」と「地域」の交流を推進することにより、若者世代の定住やU I Jターンの促進を図る。

## 2 業務概要

### (1) 業務名

とくしま若者回帰プロジェクト事業

### (2) 業務実施形態

委託事業

### (3) 委託業務の内容

別添「とくしま若者回帰プロジェクト事業仕様書」のとおり

### (4) 委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

### (5) 見積限度額

本業務の見積限度額は5,649,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

なお、上記金額は予算額の上限であって契約額ではないので留意すること。

※ただし、県の令和5年度予算が成立しなかった場合又は減額となった場合には、本事業の一部又は全部を実施しない場合がある。

## 3 委託契約の方法

公募型プロポーザル方式による随意契約とする。

## 4 応募資格

次の全ての要件を満たす法人又は法人以外の団体であって、委託事業を的確に遂行するに足りる能力を有する者であることを条件とする。

### (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者

### (2) 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和56年徳島県告示第26号）第4条第1項の規定による審査を受け資格を有すると認められた者

### (3) 事務所や支店等が徳島県内に所在する企業等である者

### (4) 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていない者

### (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、又は破産法（平

- 成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てを行っていない又は申立てがなされていない者及びこれらの手続中でない者
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。），又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (7) 特定の政治活動や宗教活動を主たる目的とする者，公序良俗に反する等適当でないと認められる者であること。

## 5 資格審査の申請の方法

4 の (2) に係る資格審査を希望する者は，一般競争入札参加資格申請書（この様式については徳島県ホームページからダウンロードするか，徳島県において配布されているものを使用すること。）に必要書類を添付して 6 の(2)に示す提出期限までに管財課調度担当まで持参し，登録申請を行うこと。（申請内容について審査を担当する職員から説明を求められた場合はこれに応じること。）なお，資格審査の結果については，申請者へ通知が行われる。

## 6 応募方法の手続き等

- プロポーザルへの参加を予定している者は，次のとおり必要書類を提出すること。
- (1) 参加申込書の提出

提出書類（各 1 部提出）

- ア 参加申込書（様式第 2 号）  
イ 誓約書（様式第 3 号）

提出期限

令和 5 年 3 月 17 日（金）午後 5 時まで（必着）

- (2) 企画提案書の提出

提出書類（各正本 1 部，副本 5 部提出）

- ア 企画提案書（様式第 4 号）  
イ 事業実施体制（様式第 5 号）  
ウ 事業実施スケジュール（様式第 6 号）  
エ 収支計画（様式第 7 号）  
オ その他の添付資料  
・法人登記簿謄本（法人格を有しない場合は，これに類するもの）  
・定款又は寄付行為（法人格を有しない場合は，これに類するもの）  
・直近の決算書又はこれに類する書類  
・企業等の概要が分かる資料（パンフレット等）

提出期限

令和 5 年 3 月 24 日（金）午後 5 時まで（必着）

- (3) 提出方法

持参又は郵便若しくは宅配便により提出すること。

※郵便の場合は，書留郵便又は配達証明によること。

#### (4) 提出先及び問合せ先

徳島県 政策創造部 地方創生局 とくしまぐらし応援課 移住交流担当

〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地

電子メール tokushimagurashioenka@pref.tokushima.jp

電話 088-621-2701

ファクシミリ 088-621-2829

### 7 プロポーザルの応募に際しての注意事項

#### (1) 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当することが判明した場合、失格又は無効となり、県からその旨を通知する。

- ア 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- イ 応募資格の要件を満たしていない場合
- ウ 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- エ 見積金額が見積限度額以上であった場合
- オ 本公募要項に違反すると認められる場合
- カ 応募者による業務履行が困難であると判断された場合
- キ その他不正な行為があったと県が認めた場合

#### (2) その他

- ア 応募は1参加者につき1件とする。
- イ 応募書類の提出期限後の訂正、追加、差替及び再提出は認めない。
- ウ 提出された企画提案書等の書類は、理由のいかんを問わず返却しない。
- エ 書類の作成は、A4縦版（片面印刷）横書きとし、11ポイント以上で作成すること。  
なお、必要に応じて、表、写真等を用いた補足資料を添付することができるが、できる限り簡潔なものとすること。
- オ 書類等の作成に用いる用語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。
- カ 受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と認められる場合、事前に県の承諾を得た上で、業務の一部を委託することができる。
- キ 委託業務により知り得た秘密は、他者に漏らさないこととする。

### 8 応募書類等に係る質疑

#### (1) 質問の受付期限

令和5年3月10日（金）午後5時まで（必着）

#### (2) 質問の提出

質問は、質疑書（様式第1号）により行うものとし、6の（4）に示す提出先まで電子メール又はファクシミリにより送付するものとする。なお、送付後に必ず電話で着信を確認すること。

#### (3) 質問の内容

原則として、当該委託事業に係る条件や提案書提出手続きに関する事項に限るものとする。

#### (4) 質問に対する回答

電子メール又はファクシミリにより回答し、隨時、徳島県のホームページ内、「組織」のページ内、「地方創生局とくしまぐらし応援課」のページ内にも掲載する。  
(<https://www.pref.tokushima.lg.jp/>)

### 9 審査方法等

(1) 応募書類の評価（採点）は、提出された企画提案書等について、別に設置する業者選定委員会が行う。

業者選定委員会は非公開とし、評価内容に関する質問や異議は受け付けない。

(2) 応募書類の評価（採点）は、プレゼンテーションによる企画提案書の審査により実施する。

(3) 選考基準

下記の評価基準に基づき、業者選定委員会により、企画提案書を評価・採点し、1位となった参加者を受託候補者に選定する。

提案内容	業務理解度	業務の目的、趣旨を十分に踏まえた内容であるか。
	企画・技術力	業務の流れや構成等について、十分な知識・知見のもと、具体的な計画となっているか。
業務遂行能力	実施体制	業務を円滑に遂行できる実施体制及び必要な連携体制が確保できているか。
	スケジュール	業務遂行が可能なスケジュールとなっているか。
	実績	提案内容を裏付ける類似実績等があるか。
予算の妥当性		予算内での効果的かつ効率的な提案がなされており、提案内容と整合が図られているか。

#### (4) 結果の通知

審査結果は、審査を受けた応募者の全てに対し、文書により通知するとともに、結果を県のホームページにて公表する。ただし、審査の経緯については公表しない。

(5) 審査の結果、適切な事業者がいない時は、委託事業者なしとした上で再募集を行う。

(6) 提案者が1者であった場合の取扱い

提案者が1者であった場合は、その提案内容を業者選定委員会において評価した上で、採否を決定する。

### 10 日 程

令和5年3月 3日（金）	募集開始
令和5年3月10日（金）	質疑書の提出締切り
令和5年3月17日（金）	参加申込書の提出締切り
令和5年3月24日（金）	企画提案書の提出締切り
令和5年3月下旬	業者選定委員会
令和5年3月下旬	選定結果通知・契約締結

## **11 参加辞退**

参加申込書の提出後、都合により参加を辞退する場合は、6の（2）に示す提出期限までに、応募辞退届（様式第8号）を提出すること。なお、辞退の届出は、持参又は郵便若しくは宅配便により提出すること。※郵便の場合は、書留郵便又は配達証明によること。

## **12 費用負担**

企画提案書等作成・提出に係る一切の費用は、応募者の負担とする。

## **13 契約の締結**

- (1) 最も適切な企画提案書等を出した者を、契約予定者として当該業務に係る随意契約の相手方とする。
- (2) 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、県と契約予定者が協議を行い決定する。この協議の際に企画提案の内容を一部変更することがある。
- (3) 協議が整った場合に契約を締結する。契約書を作成し、その契約条項については、契約予定者と協議して定める。
- (4) 成果物及び構成素材に関する知的財産権等の取扱い  
成果物及びその構成素材に含まれる第三者の著作権その他の権利についての交渉・処理は、受託者が納品前に処理を行うこととし、その経費は委託費に含むものとする。  
また、成果物及びその構成素材に関する著作権（制作過程で作られた素材等の著作権も含む。）その他の権利は、全て徳島県に帰属するものとする。

## **14 その他留意事項**

- (1) 企画提案書等提出の作成・提出に要する一切の経費は、参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類については返却しない。
- (3) 提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外に提案者に無断で使用しない。
- (4) 企画提案書等の提出後は、原則、記載内容の変更を認めない。
- (5) 本要項に関して徳島県から受領した全ての資料は、とくしまぐらし応援課長の了解を得ないで公表、又は使用してはならない。